

# 浜松光医学財団における 科学研究費助成事業－科研費－の研究実施方針

一般財団法人浜松光医学財団（以下「当財団という。」）において当財団の研究者は、下記の取扱いにより科研費による研究を行い、その研究成果の普及を図ります。

## 1. 組織の責任体制

- (1) 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を理事長と定める。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を事務局責任者と定める。
- (3) 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を医療統括部責任者と定める。
- (4) 研究倫理教育責任者を医療統括部責任者と定める。

## 2. 組織、研究を行う職

研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは医師 G、診療放射線技師 G、看護師 G、薬剤合成 G から理事長が任命する。

## 3. 研究計画の策定

- (1) 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。
- (2) 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを理事長に提出するものとする。

## 4. 研究の実施

研究者は、科研費による研究を行う場合は、当財団の活動として実施するものとする。

## 5. 研究成果の取扱い

研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

## 6. 研究報告の義務

科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを理事長に提出するものとする。

## 7. 管理等の事務

科研費の研究計画調書の取りまとめ及び補助金の経理管理等の事務は、運営管理室が所掌する。

## 8. 法令等の遵守

当財団に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

## 9. 制定及び改廃

- (1) 本方針は、理事長が理事会に諮ってこれを定める。
- (2) 本方針の改廃は理事長が行い、必要に応じて理事会に報告する。

附則

令和8年6月11日制定